

ほくとしすだままちえぐさちくかつせいかけいかく

# 北杜市須玉町江草地区活性化計画

山梨県・北杜市

平成22年6月

# 1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称 **江草地区活性化計画**

都道府県名 **山梨県**

市町村名 **北杜市**

地区名(※1) **須玉町江草地区**

計画期間(※2) **H22～H26**

## 目標(※3)

農業従事者の高齢化及び後継者不足が進み遊休農地が増大し地域活力が低下していることから、遊休農地を整理した圃場で農産物の生産を行う事による農業振興と、子供を中心とした都市住民との交流促進による地域活性化を図る。具体的な数値目標として、当地域への交流人口を年間44,787人を目標とする。

## 目標設定の考え方

### 地区の概要：

北杜市は、八ヶ岳・甲斐駒ヶ岳・茅ヶ岳・瑞牆山といった山々の美しい景観と恵まれた水資源、日本一の日照時間、豊富な温泉、そして歴史に恵まれた市です。須玉町は北杜市の東側約1/3をしめ、南北に長く、東部及び北部に八ヶ岳山系と奥秩父山系の標高2,500mを越える峰々がそびえ、総面積174.26km<sup>2</sup>のうち85%が山林となっており、秩父多摩甲斐国立公園の西の玄関口として、そのすばらしい景観は多くの来訪者を魅了する貴重な町の資源となっている。また、市街地には、中央自動車道須玉ICがあり、東には日本一の日照時間をほこる明野、北西には清里の高原が広がり、日本有数のラジウム含有量を誇る増富ラジウム温泉郷・瑞牆山とシラカバ林・武田信玄の塚を思わせるさまざまな遺構があります。江草地区は、冷涼な気候を利用しての農業が主であり、標高800m～1200mの気候を利用して標高に適した花豆・そば、高原野菜等を導入し産地化を図っている。

### 現状と課題

当区域の主要農産物は花豆・そば、高原野菜である。しかし、山間傾斜地で基盤整備が進まず、耕地条件の改善が難しい状態であるため、担い手の減少や農業従事者の高齢化に歯止めがかからない状況である。鳥獣害による農作物被害が深刻化している地域で、遊休農地の増大で今後の地域農業振興の大きな課題でもある。また、豊かな自然条件を活用した観光業・農業が中心であるが、近年の経済状況を反映して観光客入り込み客数は減少状態が続いている。都市部の人との農業・農作物を通じた交流による地域活性化が図れる地域を目指すための整備・対策は必要となっている。

### 今後の展開方向等(※4)

農業従事者の高齢化及び後継者不足を起因とし遊休農地が増えているが、平成21年度に畑地帯の圃場整備が行われ、遊休農地が解消された。また、首都圏100キロ圏内という交通の利便性を生かし、中央自動車道須玉インターチェンジを中心として観光客等の集客も見込める。北杜市としては、この立地条件と地域産物を有効に利用した地域活性化を目指すこととする。具体的には整備された畑地帯を活用し、江草地区の唯一の集客施設を運営する「ヴァンテージリゾート株式会社」が農業部門への企業の参入を果すため設立した「株式会社ヴァンテージファーム」が行う醸造用葡萄農場を利用した、農作業体験や季節イベントを行うための交流促進施設を整備し交流人口を増加させる。なお、活性化計画終了年度の翌年には、都市部の子供達が交流促進施設を利用することによる地区交流人口44,787人の目標達成状況を検証するとともに、醸造用葡萄を加工し、経済特区として認定されて「ワイン特区」により小規模ながら特徴ある地域特産品ワインを開発することにより、醸造用葡萄木のオーナー制やワインのオーナー制の検討を実施する。

### 【記入要領】

- ※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。
- ※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第6号の規定により、活性化計画の目標を達成するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。
- ※3 「目標」欄には、法第5条第2項第2号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。
- ※4 「今後の展開方向」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には活性化計画の目標達成にどのように寄与するかも明記する。

## 2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

### (1) 法第5条第2項第3号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
北杜市	江草地区	農林漁業体験施設(農林漁業体験施設)	ヴィンテージファーム株式会社	有	ハ	

### (2) 法第5条第2項第4号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

### (3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

### (4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

--

#### 【記入要領】

- ※1 「法第5条第2項第3号に規定する事業」欄には、活性化計画の目標を達成するために必要であって、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。
- ※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業については、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領別表1の「事業名」とあわせ、( )書きで、「事業メニュー名」を記載すること。
- ※3 「法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。
- ※4 「法第5条第2項第4号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。
- ※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3項の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。
- ※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第2項第5号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

### 3 活性化計画の区域(※1)

江草地区(山梨県北杜市須玉町)	区域面積(※2)	9275.1 ha
<b>区域設定の考え方(※3)</b>		
①法第3条第1号関係: 当地域の総面積9,275.1haのうち農林地面積は8,687.1haで94%を占めている。また、全就業者数(北杜市全体)26,096人に対し農林業従業者数(北杜市)は5,221人で20%と農林業が重要な区域であるとともに、それに伴う製造業が産業の中心を担っている区域である。		
②法第3条第2号関係: 当該地区の人口は、平成18から平成21までに92人の減、11%減少しており、高齢化率も平成22年3月末時点で44.5%を超えており地域活動力が低下していることから、当該地域の活性化を図るためにも地域間交流を促進することは有効かつ適切である。		
③法第3条第3号関係: 計画区域は、農業振興地域に指定されている区域で、都市計画区域も有さず増富ラジウムライン沿いの市街地を除いた面積で活性化計画を作成している。		

#### 【記入要領】

- ※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。
- ※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。
- ※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。



## 5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)	該当なし	
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の ① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3) ② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4) ③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項 ① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6) ② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

## 6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

本計画は、子供を中心とした都市住民との交流促進による地域活性化を図り、交流人口の増を目的としており、達成度合等に対しては、既存の交流施設の入り込み客数及び今回整備予定の交流促進施設の利用者数を基に山梨県と北杜市が共同で評価を行う。  
また、この評価結果については、財団法人都市農山漁村活性化機構において検証を行うと共に、結果を公表する。

### 【記入要領】

※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。

なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。

その他、必要な事項があれば適宜記載する。

### その他留意事項

①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。

- ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
- ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
- ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。

②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)の定めるところによるものとする。